

2020/2/1 郵送受理

処 分 通 知 書

令和 2 年 11 月 30 日

今 井 豊 殿



検事

上 村



貴殿から令和 2 年 6 月 15 日付けで告訴のあった次の被疑事件は、下記のとおり、処分したので通知します。

記

P

- 1 被 疑 者 (1)不詳 1, (1)不詳 2, (1)(2)(3)橋本 誠, (1)(2)(3)不詳 3, (1)(2)(3)不詳 4, (1)(2)(3)不詳 5, (1)(2)(3)塙越 幹, (1)(2)(3)不詳 6, (1)(2)(3)不詳 7, (1)(2)(3)萩原 崇之, (1)(2)(3)不詳 8, (1)(3)大澤 正明, (1)(3)長谷川 亮輔
2 罪 名 (1)脅迫, (2)公務員職権濫用, (3)犯人隠避
- 3 事 件 番 号 令和 2 年 檢 第 1279, 1280, 1281, 1282, 1283, 1284, 1285, 1286, 1287, 1288, 1289, 1290, 1291 号
- 4 処 分 年 月 日 令和 2 年 11 月 30 日
- 5 処 分 区 分 不起訴

全て「罪とならず」

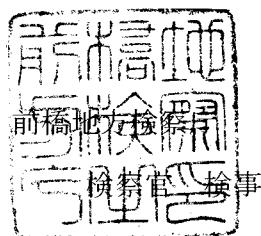
前橋地検R2検1279～1291

2020/2/23郵送受理

不起訴処分理由告知書

令和2年12月22日

今井 豊 殿



上村



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

P

貴殿から令和2年6月15日付けで告訴のあった (1)不詳1, (1)不詳2, (1)(2)(3)橋本誠, (1)(2)(3)不詳3, (1)(2)(3)不詳4, (1)(2)(3)不詳5, (1)(2)(3)塙越幹, (1)(2)(3)不詳6, (1)(2)(3)不詳7, (1)(2)(3)萩原崇之, (1)(2)(3)不詳8, (1)(3)大澤正明, (1)(3)長谷川亮輔 に対する (1)脅迫, (2)公務員職権濫用, (3)犯人隠避 被疑事件の不起訴処分の理由は、次のとおりです。

(不起訴処分の理由)

罪とならず

令和2年検 第1279ないし1291号